

旭川市小規模保育事業A型募集要項 新旧対照表

新（平成29年7月募集）	旧（平成28年4月募集）
<p>1 募集概要</p> <p>本市では、待機児童対策及び保育サービスの拡大を目的として、平成27年4月から小規模保育事業の設置運営を行っており、平成29年4月1日現在、民間事業者が市内17か所で設置運営している。</p> <p>本市の保育ニーズに対する待機児童は平成29年4月1日現在で19名となっており、解消に至っていない状況にある。特に0歳児については、旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例にて乳児室の面積基準の経過措置が平成31年度末まで適用されていることから、その後の0歳児の定員の減少が危惧されている。今回、待機児童対策の一環として、市内の幼稚園・保育所などを運営する事業者を対象に、「旭川市子ども・子育てプラン」の進捗状況を踏まえ、平成30年4月1日までに小規模保育事業A型の運営を開始する事業者の募集を行う。</p> <p>この要項では、小規模保育事業A型の募集内容について記載しているので、応募する事業者については、内容を十分確認の上、手続を進めること。</p> <p>(1) 小規模保育事業とは</p> <p>小規模保育事業とは、利用定員6人以上19人以下で、保育を必要とする満3歳未満の乳児・幼児を保育する事業</p> <p style="text-align: center;">〈小規模保育事業利用の仕組〉</p> <p style="text-align: center;">～ イメージ図省略 ～</p> <p>※小規模保育事業では入所児童の利用調整を市が行うが、定員数までの児童</p>	<p>1 募集概要</p> <p>本市では、待機児童対策及び保育サービスの拡大を目的として、平成27年4月から小規模保育事業の設置運営を行っており、平成28年4月1日現在、民間事業者が市内11か所で設置運営している。</p> <p>本市の保育ニーズに対する待機児童は平成27年10月1日現在で141名となっており、解消に至っていない状況にある。今回、待機児童対策の一環として、市内の幼稚園・保育所などを運営する事業者を対象に、平成29年4月1日までに小規模保育事業A型の運営を開始する事業者の募集を行う。</p> <p>この要項では、小規模保育事業A型の募集内容について記載しているので、応募する事業者は、内容を確認の上、手続を進めてください。</p> <p>(1) 小規模保育事業とは</p> <p>小規模保育事業とは、利用定員6人以上19人以下で、保育を必要とする満3歳未満の乳児・幼児を保育する事業</p> <p style="text-align: center;">〈小規模保育事業利用の仕組〉</p> <p style="text-align: center;">～ イメージ図省略 ～</p> <p>※小規模保育事業では入所児童の利用調整を市が行うが、定員数までの児童</p>

の入所を保証するものではない。

2 応募者の要件

(1) 事業主体

平成27年4月1日において、以下のいずれかの施設を市内で運営していること。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定による認可を受けた保育所

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園

ウ 就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園

(2) 事業主体が、社会福祉法人又は学校法人である場合

旭川市家庭的保育事業等認可要綱第3条第2号の基準を満たしていること。

(3) 事業主体が、社会福祉法人及び学校法人以外である場合

旭川市家庭的保育事業等認可要綱第3条第3号の基準を満たしていること。

(4) その他

事業主体は、次の事項を全て満たすこと。

ア 施設を利用する保護者はもとより、地域との信頼関係を築ける事業者であること。

イ 本市の保育行政について積極的に協力できる事業者であること。

ウ 本要項で提示された条件を厳守できること。

エ 本要項9に示す欠格事項に該当しないこと。

3 募集事業について

(1) 事業種別 小規模保育事業A型

(2) 小規模保育事業A型の運営条件

の入所を保証するものではない。

2 応募者の要件

(1) 事業主体

平成27年3月1日において、以下のいずれかの施設を市内で運営していること。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定による認可を受けた保育所

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園

ウ 就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園

(2) 事業主体が、社会福祉法人又は学校法人である場合

旭川市家庭的保育事業等認可要綱第3条第2号の基準を満たしていること。

(3) 事業主体が、社会福祉法人及び学校法人以外である場合

旭川市家庭的保育事業等認可要綱第3条第3号の基準を満たしていること。

(4) その他

事業主体は、次の事項を全て満たすこと。

ア 施設を利用する保護者はもとより、地域との信頼関係を築ける事業者であること。

イ 本市の保育行政について積極的に協力できる事業者であること。

ウ 本要項で提示された条件を厳守できること。

エ 本要項9に示す欠格事項に該当しないこと。

3 募集事業について

(1) 事業種別 小規模保育事業A型

(2) 小規模保育事業A型の運営条件

旭川市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例及び旭川市家庭的保育事業等認可要綱に適合すること。

ア 運営開始時期

平成30年4月1日までに運営を開始すること。（平成29年度中の整備）

平成30年1月1日までに運営を開始する場合は、下記の定員に満たない10名程度の児童の受入ができる配置職員数でも認可を行うこととする。なお、平成30年4月1日までは定員限度の受入ができる職員配置とすること。

イ 定員

(ア) 3号認定子ども15～19名

(イ) 0歳児の定員を3名以上とすること。

(ウ) 定員は0歳児≤1歳児≤2歳児とすること。

ウ 連携施設

旭川市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第7条の規定に基づき、連携協力をする保育所、幼稚園又は認定こども園を確保すること（連携施設は、市内に立地する施設に限る。）。また、同条例第7条第3号に該当する受入施設については、対象幼児の通園に適した施設を検討すること。

エ 開設時間等

曜日：月曜日～土曜日

時間：保育標準時間（11時間）を定め、かつ保育短時間（8時間）を定めること。

オ 休園日

(ア) 日曜日

(イ) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(ウ) 年末年始（12月29日～1月4日の期間で6日間以内）

旭川市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例及び旭川市家庭的保育事業等認可要綱に適合すること。

ア 運営開始時期

平成29年4月1日までに運営を開始すること。（平成28年度中の整備）

平成28年12月1日までに運営を開始する場合は、下記の定員に満たない10名程度の児童の受入ができる配置職員数でも認可を行うこととする。なお、平成29年4月1日までは19名の受入ができる職員配置とすること。

イ 定員

(ア) 3号認定子ども19名

※本要項4の(1)で応募する場合、19名未満でも可とする場合がある。

(イ) 0歳児の定員を3名以上とすること。

(ウ) 定員は0歳児≤1歳児≤2歳児とすること。

ウ 連携施設

旭川市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第7条の規定に基づき、連携協力をする保育所、幼稚園又は認定こども園を確保すること（連携施設は、市内に立地する施設に限る。）。

エ 開設時間等

曜日：月曜日～土曜日

時間：保育標準時間（11時間）を定め、かつ保育短時間（8時間）を定めること。

オ 休園日

(ア) 日曜日

(イ) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(ウ) 年末年始（12月29日～1月4日の期間で6日間以内）

カ 給食

自園内で調理すること。ただし、旭川市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第 17 条の規定に合致する場合に限り、連携施設等で自園調理をしている給食について、提供することができることとする。

キ 会計区分

当該小規模保育事業専用の口座を設けるなど、他の事業と会計を区分すること。

ク 苦情処理

苦情を受けつける窓口を設けるなどの措置をとること（苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員（要複数名）の設置等）。

ケ 個人情報の保護について

個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号)その他の関係法令に準じ、適切に取扱うこと。

コ 運営委員会

社会福祉法人及び学校法人以外の者は、以下のアからウの者により構成する運営委員会（事業の運営に関し、当該事業の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会のことをいう。）を設置すること。

（ア）社会福祉事業について知識経験を有する者

（イ）保育サービスの利用者

（ウ）実務を担当する幹部職員（当該事業所の管理者）

サ その他の注意事項

（ア）保護者会の設置を妨げないこと。

（イ）保育料以外の費用徴収については、重要事項説明書に記載し、あらかじめ保護者に説明を行い、文書による同意を得るなど、本市の定めに従うこと。

カ 給食

自園内で調理すること。ただし、旭川市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第 17 条の規定に合致する場合に限り、連携施設等で自園調理をしている給食について、提供することができることとする。

キ 会計区分

当該小規模保育事業専用の口座を設けるなど、他の事業と会計を区分すること。

ク 苦情処理

苦情を受けつける窓口を設けるなどの措置をとること（苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員（要複数名）の設置等）。

ケ 個人情報の保護について

個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号)その他の関係法令に準じ、適切に取扱うこと。

コ 運営委員会

社会福祉法人及び学校法人以外の者は、以下のアからウの者により構成する運営委員会（事業の運営に関し、当該事業の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会のことをいう。）を設置すること。

（ア）社会福祉事業について知識経験を有する者

（イ）保育サービスの利用者

（ウ）実務を担当する幹部職員（当該事業所の管理者）

サ その他の注意事項

（ア）保護者会の設置を妨げないこと。

（イ）保育料以外の費用徴収については、重要事項説明書に記載し、あらかじめ保護者に説明を行い、文書による同意を得るなど、本市の定めに従うこと。

4 募集地区と募集事業者数

(1) 本市の改修費等補助を活用する計画の場合

ア **2事業者以内**

※本市の子ども・子育てプランより幼稚園に併設する改修計画を優先する。

イ 募集地区と募集事業者数は、予算の範囲内において次のとおりとする。

近文地区 (緑町, 錦町, 近文町全域)	近文地区以外
1事業者	1事業者

ウ 各地区の応募数が募集数を超えたときは、本要項7による選考を行う。

エ 各地区の応募数が募集数に達しないときは、募集地区と募集事業者数を変更する場合がある。

オ 同一法人が、複数地区の応募をすることは可とする。

4 募集地区と募集事業者数

(1) 本市の改修費等補助を活用しない計画の場合

ア 募集地区は、市内全地区とし、下記9地区ごとの募集とする。

①中央, ②春光, ③末広, ④北星, ⑤新旭川・永山, ⑥神居・忠和, ⑦神楽・神楽岡・緑が丘, ⑧東光, ⑨豊岡・東旭川の9地区

イ 同一法人が、複数地区に応募すること及び同一地区で複数の応募をすることを可能とする。

ウ 一つの地区に複数の計画が応募され、それらの計画が本要項の条件等を満たしていた場合、本要項7の選考を行う。

(2) 本市の改修費等補助を活用する計画の場合

ア 5若しくは6事業者程度

※本市の子ども・子育てプランより幼稚園に併設する改修計画を優先する。

イ 募集地区と募集事業者数は、予算の範囲内において次のとおりとする。

永山地区 (新旭川除く)	豊岡地区 (東旭川除く)	神楽・神楽岡・ 緑が丘地区	末広地区
2事業者以内	2事業者以内	1～2事業者以内	

ウ 本市の改修費等補助を活用しない計画の応募の状況によっては、募集事業者数を変更する場合がある。

エ 各地区の応募数が募集数を超えたときは、本要項7による選考を行う。

オ 各地区の応募数が募集数に達しないときは、募集地区と募集事業者数を変更する場合がある。

カ 同一法人が、複数地区の応募**又は同一地区で複数の応募**をすることは可とする。

5 募集条件

(1) 土地・建物等の要件

ア 平成 29 年度中又は平成 30 年 4 月 1 日までに小規模保育事業の実施が可能な建物で計画すること。

イ 敷地内に満 2 歳以上の幼児 1 人につき 3.3 m²以上の屋外遊戯場を確保すること（近隣の公園等の代替地も可）。

ウ 敷地外に出ることができる二方向の避難経路を確保するなど、安全が担保された土地・建物であること。

エ 賃貸借契約等により貸与される建物である場合、賃借料が、地域の水準に照らして適正な額であること。※契約を締結していない場合は、計画書提出までに貸主との間で選定後に締結することの合意書（確約書等）を得ること。契約後、物件を 10 年以上使用できることを確保すること。

オ 建築確認済証及び検査済証（紛失している場合は台帳記載事項証明書）等の提出が可能であること。

カ 建物所有者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。

キ 新耐震基準を満たし、耐震上の問題がないこと（昭和 56 年 5 月 31 日以前に工事着手している建物の場合は、耐震調査を実施して問題がないもの又は耐震補強済みのもの）。

ク 土地・建物を購入する場合、補助事業の対象とならないことを想定して購入すること。また、社会福祉法人の場合、事前に旭川市福祉保険部指導監査課に確認すること。

(2) 設備・構造の要件

ア 建築基準法、児童福祉法、都市計画法、消防法及び旭川市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の関連法令の定めるところに従うこと。

5 募集条件

(1) 土地・建物等の要件

ア 平成 28 年度中又は平成 29 年 4 月 1 日までに小規模保育事業の実施が可能な建物で計画すること。

イ 敷地内に満 2 歳以上の幼児 1 人につき 3.3 m²以上の屋外遊戯場を確保すること（近隣の公園等の代替地も可）。

ウ 敷地外に出ることができる二方向の避難経路を確保するなど、安全が担保された土地・建物であること。

エ 賃貸借契約等により貸与される建物である場合、賃借料が、地域の水準に照らして適正な額であること。※契約を締結していない場合は、計画書提出までに貸主との間で選定後に締結することの合意書（確約書等）を得ること。契約後、物件を 10 年以上使用できることを確保すること。

オ 建築確認済証及び検査済証（紛失している場合は台帳記載事項証明書）等の提出が可能であること。

カ 建物所有者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。

キ 新耐震基準を満たし、耐震上の問題がないこと（昭和 56 年 5 月 31 日以前に工事着手している建物の場合は、耐震調査を実施して問題がないもの又は耐震補強済みのもの）。

ク 土地・建物を購入する場合、補助事業の対象とならないことを想定して購入すること。また、社会福祉法人の場合、事前に旭川市福祉保険部指導監査課に確認すること。

(2) 設備・構造の要件

ア 建築基準法、児童福祉法、都市計画法、消防法及び旭川市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の関連法令の定めるところに従うこと。

イ 改修費等補助を活用した場合、設備の耐用年数を経過する前に小規模保育事業を廃止又は設備を除却するときは、事前に市と協議するとともに補助金の一部が返還となる可能性があることに留意すること。

ウ 調理設備を有すること。保育室を3階以上に設ける場合は、調理設備の場所が特定防火設備で区画されていること。

エ 調理設備・調乳設備の構造等について、設備や図面を確定する前に予め旭川市保健所（衛生検査課食品保健係）に相談し、その指導に従うこと。

オ 利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずること。

カ 必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行うこと。

(3) 関係法令の遵守

ア 小規模保育事業の整備・運営にあたり、次の法令及び条例などの基準を満たすこと。

(ア) 児童福祉法及び関係法令

(イ) 子ども・子育て支援法及び関係法令

(ウ) 旭川市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の関係法令

(エ) 旭川市家庭的保育事業等認可要綱

(オ) 旭川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例等の関係法令

(カ) 建築基準法、都市計画法及び関係法令

(キ) 消防法及び関係法令

イ 施設整備が必要な場合は、設計を確定する前に予め旭川市都市建築部建築指導課及び管轄の消防署に相談し、その指導に従うこと。

ウ 旭川市関係条例等の適用については、本市の関係部署へ事前に相談すること。

イ 改修費等補助を活用した場合、設備の耐用年数を経過する前に小規模保育事業を廃止又は設備を除却するときは、事前に市と協議するとともに補助金の一部が返還となる可能性があることに留意すること。

ウ 調理設備を有すること。保育室を3階以上に設ける場合は、調理設備の場所が特定防火設備で区画されていること。

エ 調理設備・調乳設備の構造等について、設備や図面を確定する前に予め旭川市保健所（衛生検査課食品保健係）に相談し、その指導に従うこと。

オ 利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずること。

カ 必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行うこと。

(3) 関係法令の遵守

ア 小規模保育事業の整備・運営にあたり、次の法令及び条例などの基準を満たすこと。

(ア) 児童福祉法及び関係法令

(イ) 子ども・子育て支援法及び関係法令

(ウ) 旭川市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の関係法令

(エ) 旭川市家庭的保育事業等認可要綱

(オ) 旭川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例等の関係法令

(カ) 建築基準法、都市計画法及び関係法令

(キ) 消防法及び関係法令

イ 施設整備が必要な場合は、設計を確定する前に予め旭川市都市建築部建築指導課及び管轄の消防署に相談し、その指導に従うこと。

ウ 旭川市関係条例等の適用については、本市の関係部署へ事前に相談すること。

※関係部局の連絡先

子育て支援部こども育成課	25-9844
福祉保険部指導監査課	25-9849
建築部建築指導課	25-8597
地域振興部都市計画課	25-9704
消防本部予防指導課	25-1123
保健所衛生検査課	25-5324

6 改修費等の補助

(1) 本要綱4(2)「本市の改修費等補助」の概要

ア 対象経費

(ア) 基準を満たすために必要な改修にかかる費用（施設の破損に係る修繕経費、老朽化及び耐震化に係る経費、新築工事は認めない）。

(イ) 改修に係る期間中の賃借料

イ 1施設当たりの補助基準額6,667,000円（補助基準額の上限額）

対象経費（ア）と（イ）の合算額。

※補助対象経費が補助基準額を下回る場合は、補助対象経費を補助基準額とする。

※補助対象経費が補助基準額を上回る場合は、上回った分は事業者負担とする。

※補助対象外経費は、事業者負担とする。

ウ 補助率（本市負担分）イの4分の3以内

エ 補助金額5,000,000円（本市負担分の上限額）

オ その他

(ア) 他の補助金等の対象経費と重複する分は、補助の対象としない。

※関係部局の連絡先

子育て支援部こども育成課	25-9844
福祉保険部指導監査課	25-9849
建築部建築指導課	25-9897
地域振興部都市計画課	25-9704
消防本部予防指導課	25-1123

6 改修費等の補助

(1) 本要綱4(2)「本市の改修費等補助」の概要

ア 対象経費

(ア) 基準を満たすために必要な改修にかかる費用（施設の破損に係る修繕経費、老朽化及び耐震化に係る経費、新築工事は認めない）。

(イ) 改修に係る期間中の賃借料

イ 1施設当たりの補助基準額6,667,000円（補助基準額の上限額）

対象経費（ア）と（イ）の合算額。

※補助対象経費が補助基準額を下回る場合は、補助対象経費を補助基準額とする。

※補助対象経費が補助基準額を上回る場合は、上回った分は事業者負担とする。

※補助対象外経費は、事業者負担とする。

ウ 補助率（本市負担分）イの4分の3以内

エ 補助金額5,000,000円（本市負担分の上限額）

オ その他

(ア) 他の補助金等の対象経費と重複する分は、補助の対象としない。

- (イ) 補助申請等の手続については、本市関係要綱等に従って行うこと。
- (ウ) 工事請負契約は、関係法令及び通知等を遵守するとともに、市が行う契約手続の取扱いに準拠すること。工事請負契約等については、本市の登録業者から選定すること。
- (エ) 改修等を実施する各部屋及び改修を行わない保育室等（乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室という。）において、着工前及び着工後（工事完了引渡時）に旭川市公共建築物室内空気汚染対策指針及び関連マニュアルに基づき、室内空气中化学物質の8物質の測定を実施すること。ただし、着工前測定に係る費用費は補助対象外とする。

※測定8物質

- 1 ホルムアルデヒド
- 2 トルエン
- 3 キシレン
- 4 パラジクロロベンゼン
- 5 エチルベンゼン
- 6 スチレン
- 7 テトラデカン
- 8 アセトアルデヒド

7 選考について

(1) 審査概要

募集地区ごとに事業者の優先順位付けを行う。

- (イ) 補助申請等の手続については、本市関係要綱等に従って行うこと。
- (ウ) 工事請負契約は、関係法令及び通知等を遵守するとともに、市が行う契約手続の取扱いに準拠すること。工事請負契約等については、本市の登録業者から選定すること。
- (エ) 改修等を実施する各部屋及び改修を行わない保育室等（乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室という。）において、着工前及び着工後（工事完了引渡時）に旭川市公共建築物室内空気汚染対策指針及び関連マニュアルに基づき、室内空气中化学物質の8物質の測定を実施すること。ただし、着工前測定に係る費用費は補助対象外とする。

※測定8物質

- 1 ホルムアルデヒド
- 2 トルエン
- 3 キシレン
- 4 パラジクロロベンゼン
- 5 エチルベンゼン
- 6 スチレン
- 7 テトラデカン
- 8 アセトアルデヒド

※改修費等補助を活用しない場合においても、必ず上記8物質の室内空气中化学物質の測定結果を提出すること。

7 選考について

(1) 審査手順

選考に係る審査手順は、以下のとおりとする。

(2) 審査項目

応募された計画は、下記の審査項目で地区ごとに点数付けを行い、点数の高い者から順位を付けることとする。なお、合計点数が3割に満たない場合には、本市と計画変更協議を行うこと条件を附することがある。

ア 審査項目（審査基準等は別紙1）

(ア)	事業主体	8点
(イ)	運営開設時期	5点
(ウ)	各年齢の定員数	20点
(エ)	運営内容	16点
(オ)	土地・建物の状況	19点
(カ)	整備内容	23点
(キ)	資金計画	9点

(3) 審査方法等

ア 審査方法

ア 本市の改修費等補助を活用しない計画の優先順位付けを地区ごとに行う。

イ 本市の改修費等補助を活用する計画の地区ごとの応募件数と上記アで優先順位付けを行った事業者数を考慮し、改修費等補助を活用する計画の募集地区の事業者数を決定する。

ウ 本市の改修費等補助を活用する計画の審査を行い、募集地区ごとに事業者の優先順位付けを行う。

(2) 審査項目

応募された計画は、下記の審査項目で地区ごとに点数付けを行い、点数の高い者から順位を付けることとする。なお、補助を活用する計画で合計点数が3割に満たない場合には、本市と計画変更協議を行うこと条件を附することがある。

ア 審査項目（審査基準等は別紙1）

(ア)	事業主体	8点
(イ)	運営開設時期	10点
(ウ)	各年齢の定員数	10点
(エ)	運営内容	15点
(オ)	職員配置	14点
(カ)	土地・建物の状況	16点
(キ)	整備内容	23点
(ク)	資金計画	4点

(3) 審査方法等

ア 審査方法

旭川市子ども・子育て審議会児童福祉施設等整備部会で書類審査を行い、優先順位を付ける。その結果を踏まえ本市が事業採択者を決定する。

イ 現地確認について

上記部会の書類審査前に、(移行予定)施設の現地確認をこども育成課担当が行う。

ウ 結果通知

上記アの事業採択者決定後、速やかに応募事業者に書面により通知する。

エ 結果の公表

(ア) 採択事業者

事業者名と実施地区を公表する。

(イ) 応募書類

原則非公開。ただし、(ア)で公表した事業者の応募書類について、旭川市情報公開条例(平成17年旭川市条例第7号)の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開することがある。

8 応募の方法

(1) 事前協議書の提出

ア 提出書類

応募を希望する事業者は、期日までに次に掲げる書類を提出すること。事前協議書の提出が応募申請書提出の条件となるため、応募予定事業者は必ず提出してください。

(ア) 事前協議書 (別紙2)

(イ) 誓約書 (別紙3)

旭川市子ども・子育て審議会児童福祉施設等整備部会で書類審査を行い、優先順位を付ける。その結果を踏まえ本市が事業採択者を決定する。

イ 現地確認について

上記部会の書類審査前に、(移行予定)施設の現地確認をこども育成課担当が行う。

ウ 結果通知

上記アの事業採択者決定後、速やかに応募事業者に書面により通知する。

エ 結果の公表

(ア) 改修費等補助を活用しない計画

実施事業者名と実施地区を公表する。

(イ) 改修費等補助を活用する計画

改修費等補助の採択事業者のみ、事業者名と実施地区を公表する。

(ウ) 応募書類の公開

原則非公開。

ただし、(ア)と(イ)で公表した事業者の応募書類について、旭川市情報公開条例(平成17年旭川市条例第7号)の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開することがある。

8 応募の方法

(1) 事前協議書の提出

ア 提出書類

応募を希望する事業者は、期日までに次に掲げる書類を提出すること。事前協議書の提出が応募申請書提出の条件となるため、応募予定事業者は必ず提出してください。

(ア) 事前協議書 (別紙2)

(イ) 誓約書 (別紙3)

イ 事前協議書提出期限

平成29年8月10日(木) 午後5時【期限厳守】

ウ 提出方法

提出期限までに旭川市子育て支援部こども育成課担当に直接持参により提出すること。

エ その他

事前協議書の提出は応募申請書の提出を義務付けるものではないが、事前協議書の提出が応募申請書提出の条件となるため、ご注意ください。

(2) 応募申請書の提出

ア 提出書類

(ア) 応募申請書 (別紙5)

(イ) 提出書類一覧 (別紙6) ※募集対象により必要な書類が異なる。

イ 提出部数

正本 1部

イ 事前協議書提出期限

平成28年4月15日(金) 午後5時【期限厳守】

ウ 提出方法

提出期限までに旭川市子育て支援部こども育成課担当に直接持参により提出すること。

エ その他

事前協議書の提出は応募申請書の提出を義務付けるものではないが、事前協議書の提出が応募申請書提出の条件となるため、ご注意ください。

(2) 質問票の提出

事前協議書を提出した事業者で本要項に基づく募集に質問がある場合は、質問票(別紙4)を提出してください。

ア 提出方法

電子メール(Eメール)による。

イ 提出先

kodomoikusei@city.asahikawa.hokkaido.jp

ウ 提出期限

平成28年4月26日(火) 午後5時【必着・期限厳守】

エ 回答

平成28年4月28日(木) 午前10時 当課ホームページに掲載する。

(3) 応募申請書の提出

ア 提出書類

(ア) 応募申請書 (別紙5)

(イ) 提出書類一覧 (別紙6) ※募集対象により必要な書類が異なる。

イ 提出部数

正本 1部

副本 7部（登記事項証明書等は、正本に原本を添付し、副本にはコピーを添付すること。）

ウ 調製方法

正本、副本とも別紙7のとおり調製し、提出すること。

エ 提出期限

平成29年9月29日（金）午後5時【期限厳守】

オ 提出方法

提出期限までに旭川市子育て支援部こども育成課担当に直接持参により提出すること。郵送等による提出は受け付けません。

カ 提出後の変更

提出後の変更については、一切認めない。ただし、簡易な修正が必要と本市が認める場合は、応募者に修正を依頼する場合がある。

キ 提出後の辞退

応募申請書の提出後に応募の辞退を行う場合は、任意の様式にて書面により申し出るものとする。

9 欠格事項

以下のいずれかに該当する場合は欠格とし、事業の応募・実施は無効とする。また、本補助金受領後に以下の事実が判明した場合、補助金を返還する場合があること。

ア 提出書類等に虚偽があった場合。

イ 事業計画の内容が本要項で定めた条件を満たさない場合。

ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。

エ 法人税、消費税及び地方消費税を滞納している場合。北海道内に本店又は営業所等を有する法人その他の団体にあつては、道税を滞納している場合。

オ その他旭川市税を含めた公課公租を滞納している場合。

カ 過去2年の間に実施された申請事業者が運営する児童福祉施設、認

副本 7部（登記事項証明書等は、正本に原本を添付し、副本にはコピーを添付すること。）

ウ 調製方法

正本、副本とも別紙7のとおり調製し、提出すること。

エ 提出期限

平成28年6月10日（金）午後5時【期限厳守】

オ 提出方法

提出期限までに旭川市子育て支援部こども育成課担当に直接持参により提出すること。郵送等による提出は受け付けません。

カ 提出後の変更

提出後の変更については、一切認めない。ただし、簡易な修正が必要と本市が認める場合は、応募者に修正を依頼する場合がある。

キ 提出後の辞退

応募申請書の提出後に応募の辞退を行う場合は、任意の様式にて書面により申し出るものとする。

9 欠格事項

以下のいずれかに該当する場合は欠格とし、事業の応募・実施は無効とする。

ア 提出書類等に虚偽があった場合。

イ 事業計画の内容が本要項で定めた条件を満たさない場合。

ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。

エ 法人税、消費税及び地方消費税を滞納している場合。北海道内に本店又は営業所等を有する法人その他の団体にあつては、道税を滞納している場合。

オ その他旭川市税を含めた公課公租を滞納している場合。

カ 過去2年の間に実施された申請事業者が運営する児童福祉施設、認

可外保育施設及び申請事業者本部等に対する社会福祉法，児童福祉法，建築基準法，消防法，地方公共団体が定める基準又は要綱その他の関係法令及び通知等（以下「関係法令等」という。）に基づく報告，質問，立入検査又は調査等（以下「監査」という。）（過去2か年の間に監査の実施実績がない場合は直近に実施された監査）の結果，監査実施機関から受けた指示，勧告又は命令等に従わなかった等の事案から，関係法令等を遵守して小規模保育事業を設置・運営することができない恐れがあると認められる場合。

キ 財務状況及び経営状況に，小規模保育事業の安定的な運営に支障が生じる恐れがある問題があると認められる場合。

ク 民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）の適用を受け，事業者が財産的能力がなくなると認められる場合。

ケ 刑事事件その他の不祥事により，事業者の信用が失墜したと認められる場合。

10 その他

(1) その他，本要項以外で特に必要がある事項については，別に市長が定める。

(2) 応募後に募集要件を満たさなくなった場合については，応募を無効とする。

(3) 本要項による応募のために支出した費用については，本市は一切補償しない。

(4) 改修費等補助を活用する計画の場合，事業者として採択されなかったことを念頭において，計画時点の金融機関からの借入，改修等に係る設計業務に係る支出等については慎重に判断すること。

(5) 本要項による事業採択を受けた場合でも，最終的な認可については，児童福祉法第34条の15第4項の規定に基づき審議会の意見聴取を行う

可外保育施設及び申請事業者本部等に対する社会福祉法，児童福祉法，建築基準法，消防法，地方公共団体が定める基準又は要綱その他の関係法令及び通知等（以下「関係法令等」という。）に基づく報告，質問，立入検査又は調査等（以下「監査」という。）（過去2か年の間に監査の実施実績がない場合は直近に実施された監査）の結果，監査実施機関から受けた指示，勧告又は命令等に従わなかった等の事案から，関係法令等を遵守して小規模保育事業を設置・運営することができない恐れがあると認められる場合。

キ 財務状況及び経営状況に，小規模保育事業の安定的な運営に支障が生じる恐れがある問題があると認められる場合。

ク 民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）の適用を受け，事業者が財産的能力がなくなると認められる場合。

ケ 刑事事件その他の不祥事により，事業者の信用が失墜したと認められる場合。

10 その他

(1) その他，本要項以外で特に必要がある事項については，別に市長が定める。

(2) 応募後に募集要件を満たさなくなった場合については，応募を無効とする。

(3) 本要項による応募のために支出した費用については，本市は一切補償しない。

(4) 改修費等補助を活用する計画の場合，事業者として採択されなかったことを念頭において，計画時点の金融機関からの借入，改修等に係る設計業務に係る支出等については慎重に判断すること。

(5) 本要項による事業採択を受けた場合でも，最終的な認可については，児童福祉法第34条の15第4項の規定に基づき審議会の意見聴取を行う

など，所定の手続を経て決定することとなるため，本市の条例により定める基準を満たした上で認可申請を行うこと。

(6) 認可申請及び確認の申請は運営開始1か月前までに本市に提出すること。

など，所定の手続を経て決定することとなるため，本市の条例により定める基準を満たした上で認可申請を行うこと。

(6) 認可申請及び確認の申請は運営開始1か月前までに本市に提出すること。